

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	北潟地区地区計画
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 一戸建て専用住宅(附属物置及び車庫を含む。)以外の建築物
容積率	10分の5を超えてはならない。
建築物の敷地面積の最低限度	300 m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1.5m, 道路境界線からは2m。 ただし、軒の高さが3m以下の自動車車庫(物置を含む。)及び外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるものは、この限りでない。
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	階数2以下とし、高さは10mを超えてはならない。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	道路又は隣地境界線に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	0.5m未満。 ただし、築山・菜園等はこの限りでない。
建蔽率	10分の3を超えてはならない。
建築物の形態又は意匠の制限	屋根は勾配屋根とする。

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。